

住み慣れた神戸町でいつまでも暮らせるように…

高齢者福祉サービス

ガイドブック



神戸町



目 次

1

相談窓口

P. 1

- 1) 神戸町地域包括支援センター
- 2) 神戸町保健センター
- 3) 民生委員・児童委員
- 4) 相談事業

2

介護予防

P.2～3

- 1) 一般介護予防事業
- 2) 通所型サービスC（通所短期集中予防サービス）
- 3) フレイル予防事業
- 4) 通いの場
- 5) ローズカフェ事業

3

社会参加

P. 4～5

- 1) ボランティアセンター事業
- 2) 認知症サポーター養成講座
- 3) フレイルサポーター養成講座
- 4) 就労支援
- 5) ふれあい いきいきサロン
- 6) 老人クラブ
- 7) 清流の国ぎふ 健康・スポーツポイント事業

4

安否確認・見守り

P. 6～7

- 1) 緊急通報システム事業
- 2) あんしん見守りネットワーク事業
- 3) 友愛訪問事業
- 4) 神戸町高齢者見守りネットワーク事業
- 5) 配食サービス事業
- 6) どこシル伝言板高齢者家族支援事業
- 7) ヘルプマーク
- 8) 介護マーク

5

生活支援

P. 8

- 1) ちょびっとサポーター事業
- 2) 高齢者助け合い生活サポート事業『ワンコインサービス』
- 3) 福祉用具貸出事業
- 4) 家族介護用品（紙おむつ等）給付事業
- 5) 家族介護慰労金支給事業
- 6) 高齢難聴者補聴器購入費助成事業

6

介護保険のサービス

P. 9～10

- 1) 在宅サービス
- 2) 施設サービス

7

移動支援

P.11～12

- 1) ばらタク（タクシー送迎サービス）
- 2) リフトタクシー送迎サービス
- 3) 運転免許自主返納支援事業

8

権利を守る

P. 13

- 1) 日常生活自立支援事業
- 2) 神戸町成年後見支援センター
- 3) 虐待等についての相談窓口

1 相談窓口

1) 神戸町地域包括支援センター

お問合せ先：地域包括支援センター ☎ 27-1158

地域で暮らす65歳以上の皆さまが、住み慣れた地域で安心して生活ができるように支援を行う『総合相談窓口』です。センターには、保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーが在籍しており、医療・福祉・介護などについて相談に応じます。

【場所】 神戸町大字神戸1111番地 神戸町役場 健康福祉課内

【電話】 0584-27-1158（直通）

【時間】 平日 午前8時30分～午後5時15分

2) 神戸町保健センター

お問合せ先：神戸町保健センター ☎ 27-7555

地域で暮らす皆さまの健康づくりのための保健サービスを行っています。健康診査・健康相談・健康教育・予防接種・訪問指導を通して、地域の特性を取り入れ、健康の維持、向上を目指しています。

【場所】 神戸町大字神戸1018番地

【電話】 0584-27-7555

【時間】 平日 午前8時30分～午後5時15分

3) 民生委員・児童委員

お問合せ先：健康福祉課 ☎ 27-0175

民生委員・児童委員は、地域住民の一員として、住民の皆さんの最も身近なところで社会福祉を中心とした様々な相談に応じ、支援活動を行っています。

民生委員・児童委員の職務は、援助を必要とする方が自立した日常生活を営むために必要な相談に応じ、助言・援助を行ったり、福祉サービスを適切に利用するため、必要な情報提供を行います。身近な相談相手としてお気軽にご相談ください。

（守秘義務がありますので、ご相談内容の秘密は守ります。）

4) 相談事業

お問合せ先：神戸町社会福祉協議会 ☎ 28-0223

○心配ごと相談（人権擁護委員、行政相談委員、民生委員・児童委員）

【開催日時】 毎月15日、22日 午後1時から午後3時

【場 所】 神戸町役場 相談室

【相談内容】 日常生活の中での心配な相談ごと

○無料法律相談（弁護士）

【開催日時】 年6回（偶数月 第3水曜日）午前10時から午後3時 ※事前予約必要

【場 所】 神戸町社会福祉協議会 会議室

【相談内容】 金銭トラブル、家族問題等の困りごとなど

誰に相談すればいいの？

どこへ行けば相談にのってくれるの？

相談する時間は決まっているの？



2 介護予防

1) 一般介護予防事業 ①

お問合せ先：神戸町保健センター ☎ 27-7555

○シルバー・キッチン 歯っぴー教室

「低栄養予防」「お口の健康」について学ぶ教室です。

【開催日時】 年4回 午前9時30分～午後1時
【開催場所】 神戸町保健センター
【参加費】 1回200円（食料費等を含む）

○脳いきいき教室

簡単な読み書き計算を行う脳健康教室です。

【開催日時】 毎週月曜日 午前9時15分～午前11時の間の30分程度
【開催場所】 介護予防施設 ばらの里 創作室
【参加費】 月500円（別途ばらの里入館料が必要）

○転ばぬ先の杖教室

身体を動かし、筋力を維持する教室です。

【開催日時】 毎週金曜日 ①午前9時30分～午前10時20分 ②午前10時35分～午前11時25分
【開催場所】 介護予防施設 ばらの里 運動室
【参加費】 1回200円（別途ばらの里入館料が必要）



一般介護予防事業 ②

お問合せ先：地域包括支援センター ☎ 27-1158

○すこやか貯筋クラブ

リハビリテーション専門職が常駐する短期筋力トレーニング教室です。

【開催日時】 毎週水曜日 午前9時～午前10時15分
【開催場所】 ごうどスポーツクラブ フィットネスルーム
【参加費】 1回330円（スポーツクラブ会員は220円）

○お風呂でリハビリ！

リハビリテーション専門職から、お風呂の温浴を利用した運動の方法について学べる教室です。

【開催日時】 第2・第4金曜日 午後1時30分～午後2時30分
【開催場所】 介護予防施設 ばらの里 運動室
【参加費】 1回200円（別途ばらの里入館料が必要）

2) 通所型サービスC（通所短期集中予防サービス）

お問合せ先：地域包括支援センター ☎ 27-1158

運動器の機能低下、低栄養、口腔機能が低下している方が、専門的なサービスを集中的に取り組むことで生活機能の向上を目指す事業です。日常生活を維持・改善するために必要な運動の実施その知識を得ることで自立した生活を送りましょう。

【対象者】 運動器、栄養、口腔の機能が低下していると判断された方
【開催日時】 毎週木曜日 午後2時～午後4時（祝日は休み）
【開催場所】 通所リハビリステーション みどりの郷（神戸町大字北一色14）
【参加費】 4,800円（12回分）
【参加手段】 個人または神戸町のばらタクを利用 ※送迎はありません。

3) フレイル予防事業

お問合せ先：地域包括支援センター ☎ 27-1158

「フレイル」とは年齢を重ねて体力や気力が低下し、要介護になる手前の状態のことです。ご自身のフレイルの兆候を知っていただくために、中央公民館や地域の活動の場へフレイルサポーターが出向いて「フレイルチェック会」を行っています。

○フレイルチェック会

【開催日時】 広報ごうどに掲載
【開催場所】 中央公民館 ほか 各地区公民館等
【参加費】 無料 ※申込必要
※地区活動でのフレイルチェック会をご希望される場合はご相談ください。



4) 通いの場

お問合せ先：神戸町社会福祉協議会 ☎ 28-0223

○活き生きライフサポートクラブⅡ

体操や脳トレを行う通いの場です。

【開催日時】 毎週木曜日 午後1時30分から午後3時（第4木曜日は除きます）
【開催場所】 介護予防施設 ばらの里 運動室
【参加費】 ばらの里入館料のみ

5) ローズカフェ事業（認知症カフェ）

お問合せ先：地域包括支援センター

☎ 27-1158

認知症カフェとは・・・

認知症などの疾患を抱えた人と家族、地域住民、専門職等の誰もが自由に参加し、気軽に相互交流や相談等ができる地域に開かれた場所。



てらカフェ

日 時：広報ごうど
に掲載
場 所：正覚寺
(北一色674-2)
参 加 費：100円
問合せ先：☎27-2446

つなぐかふえ

日 時：毎月第4土曜日
9:30~11:00
場 所：町立図書館
(北一色821-1)
参 加 費：100円
問合せ先：善心会
☎28-1300

太陽さろん

日 時：広報ごうど
に掲載
場 所：太陽キューブ
(丈六道173-1)
参 加 費：500円(要予約)
問合せ先：☎090-1748-2787

かあさCafe

日 時：毎月第3日曜日
9:00~12:00
場 所：旧日吉館
(神戸524)
参 加 費：200円
問合せ先：☎090-9180-0247

グラシヤスカフェ

日 時：毎月第1土曜日
9:30~11:00
場 所：就労継続支援
B型事業所
いろいろ
(神戸204-5)
参 加 費：100円
問合せ先：☎51-4847

おれんじカフェ

日 時：毎月第3水曜日
13:30~15:00
場 所：社会福祉協議会
(八条258-2)
参 加 費：100円
問合せ先：☎28-0223

ローズカフェ

日 時：毎月第4木曜日
13:30~15:00
場 所：ばらの里
(神戸1001-2)
参 加 費：100円
問合せ先：☎27-7774

カフェひだまり

日 時：毎月第1金曜日
13:30~14:30
場 所：中央公民館
(神戸1203)
参 加 費：100円
問合せ先：☎090-3389-1686

カフェいこい

日 時：毎月第2日曜日
13:30~15:00
場 所：グループホームごうどの憩
(加納178)
参 加 費：100円
問合せ先：☎0584-28-1080



0 1,000m

3 社会参加

1) ボランティアセンター事業

お問合せ先：神戸町社会福祉協議会 ☎ 28-0223

ボランティアセンターは、ボランティア活動を行う方、必要としている方の応援団です。地域でボランティアが主体的に生き生き活動が進められるよう、情報提供を行うなど様々な事業を実施しています。

2) 認知症サポーター養成講座

お問合せ先：地域包括支援センター ☎ 27-1158

認知症サポーターは、認知症について正しく理解し、認知症の方やご家族を暖かく見守る応援者です。サポーターには、地域住民、金融機関、企業、スーパーマーケット、小・中・高等学校の生徒など様々な方がいます。認知症サポーターを一人でも増やし、安心して暮らせるまちをみんなで作っていくことを目指しています。

【開催日時】 広報ごうどに掲載



3) フレイルサポーター養成講座

お問合せ先：地域包括支援センター ☎ 27-1158

フレイルサポーターは、自分自身の健康のため、そして地域が元気になるよう「フレイル予防」の啓発や「フレイルチェック」の活動を担う健康づくりボランティアです。講習を受講していただき、サポーターの仲間入りしてくださる方を募集しています。

【開催日時】 広報ごうどに掲載

4) シルバーリハビリ体操指導者養成講座

お問合せ先：地域包括支援センター ☎ 27-1158

シルバーリハビリ体操は、道具は使わず、いつでも、どこでも、一人でも行うことができる介護予防体操です。

介護予防事業や通いの場で体操を地域の方に伝える「体操指導士」の養成講座を受講していただき、指導士として地域でシルバーリハビリ体操の普及活動をしていただける方を募集しています。

【開催日時】 広報ごうどに掲載

5) 就労支援

① シルバー人材センター

お問合せ先：シルバー人材センター ☎ 27-4105

長年の経験や知識、能力を活かして働きたいと考えている方々に活躍していただけます。

【対象者】 60歳以上で働く意欲のある健康な方

【仕事例】 草取り、草刈、剪定、通院等付き添い、ワンコインサービス（P. 8を参照）など

② ちょびっとサポーター事業

お問合せ先：神戸町社会福祉協議会 ☎ 28-0223

生活のちょっとした困りごとをお手伝いするサービスです（P. 8を参照）。養成講座を受講していただく必要があります。

5) ふれあい いきいきサロン

お問合せ先：神戸町社会福祉協議会 ☎ 28-0223

各地区において、住民が中心となって地区の公民館等に集い、交流を深めながら繋がりの輪の広がる場です。住民さん同士が気軽に集い、健康の維持と増進を目的にした地域活動です。

【実施内容例】 健康体操、ラジオ体操、脳トレ、茶話会、出前講座（消費生活、交通安全、介護保険、健康管理等）など

6) 老人クラブ

お問合せ先：健康福祉課 ☎ 27-0175

スポーツや清掃活動、親睦旅行など様々な行事を通して交流を図り、仲間づくりに積極的に取り組んでいます。



7) 清流の国ぎふ 健康・スポーツポイント事業

お問合せ先：地域包括支援センター ☎ 27-1158

健康診断を受診された上で、町の健康づくりメニューに取り組むとポイントが付与され、所定のポイントを獲得された方には県内の協力店で特典が受けられる「ミナモ健康スポーツカード」を交付しています。さらには、獲得したポイントで県産品が当たる抽選に参加できます。

令和6年度 清流の国ぎふ 健康・スポーツポイント事業

健康づくりで お得をゲット!

県民の皆様は自主的な健康づくりを応援します!

参加方法

- 健康づくりに取り組む**
夏場のチャレンジシートに健康づくりに取り組んだ日付、メニューを記載して、ポイントを貯めよう!
- ポイントを貯める**
所定のポイントを集め、チャレンジシートを市町村窓口へ提出すると、「ミナモ健康スポーツカード」と抽選申込書が交付されます。
- 特典を受ける**
県内の協力店で「ミナモ健康スポーツカード」を提示すると、様々な特典を受けることができます。さらに、抽選で健康グッズや県産品が当たるチャンス!

特典1 協力店で様々な特典を受けられる!

各企業の皆様のご協力により、協力店に「ミナモ健康スポーツカード」を提示することで、県内各地の協力店で様々な特典を受けることができます。協力店に関する情報は、岐阜県HPをご覧ください。

※チャレンジシートでは特典を受けることはできません。

特典2 抽選で健康グッズや県産品が当たる!

ポイント獲得者に対して、抽選申込書をお渡しします。抽選申込書に切手を貼って応募したことで、抽選で健康グッズや県産品が当たります。

※応募者全員に商品が当たるものではありません。当選者様のみです。
※応募期限は令和7年3月31日までです。

スマホでも手軽に参加できる!

アプリ参加の場合、ウォーキングの歩数に応じてポイントが貯まります。ポイント管理も簡単!

令和6年度 清流の国ぎふ 健康・スポーツポイント事業 チャレンジシート

(お名前) (性別) 男性・女性・書えない

(お住まい) 男性・女性・書えない

(生年月日) 大正・昭和・平成 年 月 日 (ご年齢) 歳

(電話番号)

健康づくりメニューに取り組んだ日付を記載してください。

2024年 月 日

大腸がん検診

あなたが取り組んだ健康づくりメニューを記載してください。

ポイントの貯め方

市町村が指定する健康づくりメニュー(各種検診(検診)受診等)やスポーツイベント等に取り組んでいただくことで、ポイントが付与されます。各県に限り健康づくりメニュー、日付を記載してください。なお、ポイント付与の対象となる健康づくりメニューや対象年齢は市町村によって異なります。詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせください。

健康づくりメニュー 獲得ポイント

各種検診(検診)の受診	検診(検診)ポイント(必ず1ポイント以上獲得してください)
その他上記項目以外で1回(取り組み)につき1ポイント ※市町村により異なります	

ポイント事業に関するアンケート

Q1 参加年数を教えてください。
□初めて □2回目 □3回目 □4回目以上

Q2 ポイント事業により、検診(検診)を受けようと思ったか。
□はい □いいえ □毎年受診している (複数回答可)

Q3 ポイント事業により、生活習慣に変化がありましたか。(複数回答可)
□食習慣が改善した □睡眠が改善された
□運動習慣が身についた □生活習慣が改善された
□その他()

Q4 ポイント事業により、成果がありましたか。(複数回答可)
□体重が減った □体脂肪率が減った
□血圧が下がった □血糖値が下がった
□運動習慣(歩数など)が増えた □その他()

Q5 県民もポイント事業に参加したいですか。
□はい □いいえ

Q6 ポイント事業を何で知りましたか。
□広報誌 □チラシ □新聞 □ホームページ □その他()

参加回数 0 回目 1回目 2回目 3回目 4回目 5回目 6回目 7回目 8回目 9回目 10回目

1 年 月 日 Stamp

2 年 月 日 Stamp

3 年 月 日 Stamp

4 年 月 日 Stamp

5 年 月 日 Stamp

6 年 月 日 Stamp

7 年 月 日 Stamp

8 年 月 日 Stamp

9 年 月 日 Stamp

10 年 月 日 Stamp

4 安否確認・見守り

1) 緊急通報システム事業

お問合せ先：健康福祉課

☎ 27-0175

急病、事故等が起きた時に消防本部内の緊急通報センターに通報する装置（通報装置とペンダント）をお貸しします。また、月1回の安否確認のため、コールセンターから「お元気コール」がかかります。

- 【対象者】 概ね65歳以上の一人世帯及び要介護者を抱える高齢者世帯
【利用料】 機器の設置・保守管理は無料
【申請方法】 民生委員・児童委員を通じて申請（協力員が2名必要になります。）



2) あんしん見守りネットワーク事業

お問合せ先：神戸町社会福祉協議会

☎ 28-0223

75歳以上の一人世帯の方に対し、民生委員・児童委員、区長、福祉推進委員、地域ボランティア等による見守りや声掛けの支えあい活動を行います。「救急医療情報キット」を配布。

- 【申請方法】 自治会へ申請（区長、民生委員・児童委員、福祉推進委員等）

救急医療情報キット

あんしん見守りネットワーク事業の一部で、一人世帯の方がご自宅で万が一の事態のために備える道具です。救急医療情報紙に氏名やかかりつけ医など救急隊員の活動に必要な情報を記載し、円筒型のプラスチック容器に入れ、自宅の冷蔵庫に保管します。

3) 友愛訪問事業

お問合せ先：神戸町社会福祉協議会

☎ 28-0223

概ね65歳以上の一人世帯及び寝たきりの高齢者に対し、民生委員・児童委員が月1回訪問し、近況の把握と激励を行います。毎月訪問時に日用品を持参します。

- 【申請方法】 民生委員・児童委員を通じて申請



4) 高齢者見守りネットワーク事業

お問合せ先：健康福祉課

☎ 27-0175

日常生活や業務の中で「ちょっとした見守り」を行うことにより、高齢者の方が安心して生活が送れるように、警察署や消防署などの関係機関、民間事業者にも協力をいただいて、地域住民の方とともに高齢者を見守ります。

最近、姿を見かけない、ポストに新聞や郵便物が溜まっているなど、高齢者の異変に気が付いたときに、役場等に連絡・相談をし、早期に対応ができるようお願いしています。

- 【関係機関】 警察署、消防署、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、区長会、福祉委員、その他関係団体 など

- 【協力事業者】 新聞配達事業所、郵便局、ガス・灯油配達事業所、電気検針事業所、宅配事業所 など

5) 配食サービス事業

お問合せ先：健康福祉課

☎ 27-0175

概ね65歳以上の一人世帯、高齢者のみ世帯で、買い物や食事の調理が困難な方に安否確認を兼ねて昼食・夕食の配達（年末年始12月31日～1月3日を除く。）をします。原則手渡しとなります。ただし、運転して外出ができる方は対象外となります。 ※事前面談あり

- 【申請方法】 本人・家族等が申請

- 【負担額】 1食 400円

※サービスの対象にならない方にも別のサービスを紹介します。



6) どこシル伝言板高齢者家族支援事業

お問合せ先：地域包括支援センター ☎ 27-1158

行方不明となるおそれのある方の衣服等にQRコードラベル・シールを貼ります。発見者がQRコードを読み取ると保護者への発見通知メールが届き、迅速な発見に繋がります。利用にはスマートフォンのメールアドレスが必要です。

どこシル伝言板® の特徴

準備はこれだけ

1. スマホのメールアドレスを用意する
2. 登録シートの記入
3. ラベルシールの貼付け

耐洗ラベル
洗濯機で洗っても大丈夫
衣服等にアイロンで貼付けます

蓄光シール
暗い場所でも光るシール
持ち物等に貼る暗闇で光るシール

24時間365日OK
夜間も伝言板を通じてやりとりが可能。登録した3名へ瞬時に発見通知メールが届きます。

個人情報の記載不要
氏名・住所・連絡先の記載は不要なので安心です。

声かけをやすく
ラベルシールを貼っておくことで、発見者が声をかけるきっかけになります。

【対 象 者】 認知症等により行方不明となるおそれのある方



7) ヘルプマーク

お問合せ先：健康福祉課

☎ 27-0175

ヘルプマークとは…

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または、妊娠初期の方など、援助を必要としていることが外見からは分からない方がいます。そうした方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう作成されたマークです。

- ヘルプマークを身に着けた方を見かけたら
 - ※電車やバスの中で、席をお譲りください。
 - ※駅や商業施設等で、声をかけるなどの配慮をお願いします。
 - ※災害時は、安全に避難するための支援をお願いします。
- ヘルプマークは役場健康福祉課・保健センターで配布しています。



8) 介護マーク

お問合せ先：健康福祉課

☎ 27-0175

「介護マーク」は、認知症や障がいのある方を家族が介護していることを知らせるもので、介護をする方が周囲の理解を得ることにつながります。男性介護者が女性用下着を購入する際や公共のトイレに付き添うなど、介護していることを周囲にさりげなく知ってもらいたいときにご活用ください。



5 生活支援

1) ちょびっとサポーター事業

お問合せ先：神戸町社会福祉協議会

☎ 28-0223

ちょびっとサポーター養成講座を修了したサポーターさんが、65歳以上の方や障がいのある方の日常生活でのちょっとした困りごとに対し、お手伝いさせていただきますサービスです。

【対象者】 65歳以上の高齢者、障がい者

【作業内容】 食料品・日用品の買い物や身の回りの掃除、洗濯、調理、薬の受取り
衣類の整理・補修、ベッドメイクなど

【負担額】 30分 500円

※対象にならない方には、別のサービスを紹介いたします。



2) 高齢者助け合い 生活サポート事業 「ワンコインサービス」

お問合せ先：シルバー人材センター

☎ 27-4105

ワンコインで可燃物のゴミ出し、電球・蛍光灯の取り換えなどの簡単な作業をお手伝いするサービスです。

【対象者】 65歳以上の独居・高齢者世帯

【負担額と作業内容】

① 1回100円のサービス 可燃物のゴミ出し、電球や蛍光灯・電池の交換、植木や花の水やり、
石油ストーブ等への給油

② 1回500円のサービス 資源ごみ分別出し、家具や電気器具の移動、暖房器具や扇風機の
入れ替え、台風の戸締り、話し相手など

3) 福祉用具貸出事業

お問合せ先：神戸町社会福祉協議会

☎ 28-0223

車いすの貸出を行います。（搬入や搬出は自己にて負担） ※要予約

【対象者】 65歳以上の方及び身体障がい者又は一時的に必要な方

【貸出期間】 1週間以内（最長1カ月）

【利用料】 無料（無料貸出期間の1週間を超えると消毒料3,500円＋消費税を自己負担）

※1週間以上、車いすを貸与されたい方又は介護ベッドを貸与されたい方は、自費で対応して
もらえる業者さんを紹介いたします。

4) 家族介護用品（紙おむつ等）給付事業

お問合せ先：健康福祉課

☎ 27-0175

紙おむつ（尿取りパットも可）、使い捨て手袋、使い捨て清拭タオル、おむつカバー、失禁用パンツ、防水シートの6品目の経費の一部を助成します。ただし、介護の手間に対する支給となるため、入院中の方や月の半分以上お泊りのサービスを利用されている方、施設入所されている方は対象外となります。（在宅扱いで施設入所中の方も対象外）

【対象者】 要介護3・4・5と認定され、在宅で介護を受けている方

【助成額】 年額75,000円を上限とする（1割自己負担あり） ※年額は4月～翌年3月までで集計

【必要な物】 介護用品の品目のわかるレシート、振込先口座のわかる通帳等

5) 家族介護慰労金給付事業

お問合せ先：健康福祉課

☎ 27-0175

過去6カ月間に入院や介護保険サービスを受けていない、重度要介護高齢者を介護する家族へ慰労金を支給します。

【対象者】 要介護3・4・5と認定された在宅高齢者と同居する介護者

【慰労金】 月30,000円 申請：原則（8月、2月）

【注意事項】 事前に民生委員・児童委員による介護者である証明が必要

6) 高齢難聴者補聴器購入費助成事業

お問合せ先：健康福祉課

☎ 27-0175

補聴器購入費用の一部を助成します。条件については事前にお問い合わせください。

【対象者】 補聴器購入時に65歳以上で、両耳の聴力レベルが40デシベル以上の方
（身体障害者手帳（聴力障害）の交付を受けていない人。）

【助成額】 購入費80,000円以上の場合＝40,000円

購入費80,000円未満の場合＝購入費の1/2（100円未満切り捨て）

※R6.4.1以降の購入に限ります。購入日から起算して1年以内に申請の手続きをしてください。

6 介護保険のサービス

1) 在宅サービス

お問合せ先：地域包括支援センター ☎ 27-1158

65歳以上の方は、要介護認定の申請により、要支援・要介護の状態と認定された場合に、介護保険サービスを利用できます。40～64歳までの方は、介護保険の対象となる病気（特定疾病16種類）が原因で、要介護認定により、要支援・要介護の状態と認定された場合に、介護保険サービスを利用できます。

※介護度によって受けることのできるサービスが異なります。

◆ 自宅で受けるサービス

● 訪問介護

訪問介護員（ホームヘルパー）が居宅を訪問し、食事、入浴などの身体介護や、掃除、洗濯、買い物などの生活援助をします。

● 訪問看護

医師の指示により、看護師などが居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行います。

● 訪問入浴介護

介護職員と看護職員が移動入浴車で居宅を訪問し、持参した浴槽で入浴介助を行います。看護職員による検温や血圧のチェックも行われます。

● 訪問リハビリテーション

事業所の医師の指示により、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、心身機能の維持回復、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行います。

● 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが通院の困難な人の居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

◆ 施設に通いサービスを受ける

● 通所介護（デイサービス）

通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練を日帰りでを行います。

● 通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や医療機関で、食事・入浴などの日常生活上の支援や機能訓練、リハビリテーションを日帰りでを行います。

◆ 自分の生活環境を整える

● 福祉用具貸与

日常生活の自立を助ける福祉用具の貸与が受けられます。

※介護度により受けることのできるサービスが異なります。

【対象となる福祉用具】

手すり（工事を伴わないもの）、スロープ（工事を伴わないもの）、歩行器、歩行補助つえ、車いす（付属品を含む）、特殊寝台（付属品を含む）、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト（吊り具の部分を除く）、自動排泄処理装置

● 福祉用具購入

対象の福祉用具を購入したとき、購入費が支給されます。

【対象となる福祉用具】

腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品、排泄予測支援装置、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトの吊り具の部分、固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点杖（松葉杖を除く）と多点杖

● 住宅改修

住み慣れた自宅で安心して暮らすために、住宅の改修費が支給されます。

【対象となる改修】

- ① 手すりの取り付け
- ② 段差の解消
- ③ 滑りの防止及び移動の円滑化などのための床材の変更
- ④ 引き戸などへの扉の取り替え・新設・扉の撤去
- ⑤ 洋式便所などへの便器の取り替え

◆ショートステイ

●短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設などに短期間入所する人に、食事、入浴などの介護や機能訓練などを行います。

●短期入所療養介護（ショートステイ）

介護老人保健施設や医療施設に短期間入所する人に、看護や医学的管理下での介護、日常生活上の世話や機能訓練などを行います。

2) 施設サービス

お問合せ先：地域包括支援センター ☎ 27-1158

●介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） ※介護保険：要介護3～5

寝たきりや認知症で日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護が困難な人が入所します。食事、入浴、排せつなどの介護や療養上の世話が受けられます。

●介護老人保健施設 ※介護保険：要介護1～5

病状が安定している人に対し、医学的管理のもとで看護、介護、リハビリテーションを行う施設です。医療上のケアやリハビリテーション、介護を一体的に提供し、家庭への復帰を支援します。

●介護医療院 ※介護保険：要介護1～5

医学的管理のもとで長期療養が必要な人のための医療のほか、生活の場としての機能も兼ね備え、日常生活上の介護などが受けられます。

●有料老人ホーム

食事、入浴、排せつなどの日常生活上の介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話をを行います。

●サービス付き高齢者向け住宅（サ高住）

バリアフリーの住宅で、安否確認や生活相談サービスが受けられます。

●軽費老人ホーム（ケアハウス）

60歳以上で、家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅で生活することが難しい高齢者を対象者として入所できる施設です。入所者の収入に応じた費用負担がありますが、食事や入浴などの日常生活上のサービスが受けられます。

●養護老人ホーム

65歳以上で、生活環境及び経済的な理由により、家庭で生活することが困難な方が、措置により入所する施設です。

3) 地域密着型サービス

お問合せ先：地域包括支援センター ☎ 27-1158

●認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ※介護保険：要支援2、要介護1～5

認知症の要介護者（要支援者）が、少人数で共同生活を行うことにより、認知症の進行を和らげることを目的とした施設です。家庭的な雰囲気の中で、介護スタッフが入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行います。

●小規模多機能型居宅介護 ※介護保険：要支援1・2、要介護1～5

住み慣れた自宅、地域、なじみのスタッフや環境の中で、通所サービスを中心に、訪問や泊りを組み合わせ、日常生活の世話をを行います。

7 移動支援

1) ばらタク（タクシー送迎サービス）

お問合せ先：健康福祉課

☎ 27-0175

70歳以上の方や障害者手帳等を所持している方の交通手段として、町内・町外指定医療機関限定でタクシー運賃料金上限2,500円まで、一人片道200円でタクシーをご利用いただけます。



※ご利用できる指定医療機関は下記のとおりです。

指定医療機関＝大垣市民病院・大垣徳洲会病院・西濃厚生病院・新生病院

※町外指定医療機関へのご利用は、受診目的の方のみ対象です。

お見舞い等でのご利用はできません。

ばらタクの利用には、『ばらタク利用証』もしくは『ばらの里優待利用証』が必要です。

【申請できる方】 下記の1～3のいずれかに該当

- ① 70歳以上の方
- ② 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳、指定難病医療費受給者証を所持している方
- ③ 運転免許証を自主返納された方

※「ばらの里優待利用証」をお持ちの方は、申請不要です。『ばらタク利用証』としてばらタクの利用が可能です。

【ばらタク利用証の発行】

身分証明書 または 障害者手帳・指定難病医療費受給者証、写真（縦3cm×横2.5cm）をご持参のうえ、健康福祉課で『ばらタク利用証』の発行手続きを行ってください。

（写真をお持ちでない方は、健康福祉課で撮影します。）

【利用方法】

- ① 指定タクシー会社に電話予約
「ばらタクの利用」と必ずお申し出ください。
※町外指定医療機関へお越しの際は、病院名 もお伝えください。
※町外指定医療機関でタクシーにご乗車の際（帰り）は、ばらタクの利用が可能かどうか確認してください。
- ② タクシーがお迎え
- ③ 『ばらタク利用証』（または「ばらの里優待利用証」）を提示して乗車
※ 『ばらタク利用証』が確認できない場合は、利用できませんのでご注意ください。
※町外指定医療機関でタクシーにご乗車の際（帰り）は、「領収書」や「入院証明書」等の提示が必要です。
- ④ 降車時、タクシー運転手に料金の支払い
利用負担金（200円）＋ 超過料金（2,500円を超えた金額）をお支払いください。

【指定タクシー会社電話番号】

スイトタクシー ☎0584-78-3155
近鉄タクシー ☎0584-27-2149
大垣タクシー ☎0584-78-5178
中部交通 ☎0584-81-6303
揖斐タクシー ☎0585-22-1244

2) リフトタクシー送迎サービス

お問合せ先：健康福祉課

☎ 27-0175

車いす等での外出にリフトタクシーを利用する際、料金の一部を助成するサービスです。

【対 象 者】 疾病等により車いすや寝台でリフトタクシーを利用する方（※所得制限あり）

【必要書類】 タクシー降車時にもらえる乗車証明書

【助 成 額】 乗車1回につき、リフトタクシー料金と中型タクシー料金の差額で上限5,000円

【助成可能な事業所】

福祉タクシー3Gごうど	☎0584-27-2268
スイトタクシー介護サービス	☎0584-78-9880
大垣タクシー	☎0584-78-6586
介護タクシー さくら	☎090-8550-5511
さくらゆき	☎090-6583-0039
でかけよう	☎080-4533-3838
福祉タクシー 三里	☎080-8704-0186 / 090-1474-4782
介護タクシー ハーベスト	☎0120-390-500 / 058-210-3080
FR介護タクシー	☎090-6072-8798 / 090-2269-9226
ケアタクシーそらふる	☎090-2341-8243
介護タクシーひろ	☎058-327-1075
幸介護タクシー	☎090-1109-2828

3) 運転免許証自主返納支援事業

お問合せ先：総務課

☎ 27-0171

有効期間内の運転免許証を自主返納された方への支援です。

【対 象 者】 神戸町に住民登録のある町税等に滞納のない方で、有効期間内に運転免許証を自主返納された方

【選べるサービス】

- ①ばらタク 利用回数券 5,000円分
- ②養老鉄道 乗車回数券 6,000円分
- ③名阪近鉄バス 乗車回数券 5,000円分

8 権利を守る

1) 日常生活自立支援事業

お問合せ先：神戸町社会福祉協議会

☎ 28-0223

福祉サービス利用の援助、それに伴う日常の金銭管理等を行います。

- 【対象者】 認知症、精神障がい、知的障がい等により判断能力が不十分な方
【サービスの内容】 福祉サービス利用援助、日常の金銭管理 1,200円/時
書類預かり 500円/月



2) 神戸町成年後見支援センター

成年後見制度とは、認知症や精神障がい、知的障がいなどの理由で判断能力が不十分な方々の判断能力を補い、生命・身体・自由・財産等の権利を擁護することで、安心して地域で暮らしていくための制度です。

成年後見制度を利用したいが、手続きがわからない。

成年後見制度について、もっと詳しく知りたい。

福祉サービスの利用や施設入所したいが、自分では契約できない。



そんな時の相談窓口はこちら

- ①神戸町役場健康福祉課内 ☎ 0584-27-0175 所在地：神戸町大字神戸1111
②神戸町社会福祉協議会内 ☎ 0584-28-0223 所在地：神戸町大字八条258-2

3) 虐待等についての相談窓口

お問合せ先：地域包括支援センター ☎ 27-1158

高齢者の皆さまの権利や安全を守るお手伝いをします。

高齢者虐待の対応、消費者被害の防止、成年後見制度の活用などの相談に応じ、必要な制度や関係機関を紹介します。

高齢者虐待防止法では、虐待に気づいた方は、市町村に通報することになっています。早期に発見し、第三者が介入することで虐待の深刻化を防ぐことができます。虐待を発見した際、虐待があると思われたときは、ご連絡ください。



令和8年4月改訂

高齢者福祉サービスガイドブック

神戸町役場 健康福祉課

岐阜県安八郡神戸町大字神戸1111番地
TEL 0584-27-0175 FAX 0584-27-8443